

[事案 23-238] 契約解除取消請求

・平成 24 年 4 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

うつ病での治療歴を告知しなかったとして、告知義務違反により契約解除となった。嘱託医による診査時には告げたが、医師が告知書に記入しなかったものであり、解除に納得できないとして、契約の継続を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 8 月に保険契約を締結し、同年 22 年 10 月-11 月に「サルコイドーシス」に罹患したため、保険金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除された。保険金は支払うとのことだが、下記のとおり、契約解除には納得できないので、契約の継続を請求する。

- (1) 保険会社が指定した嘱託医の下で診査を受け、その際受診歴等についてしっかり告知をしたにもかかわらず、医師がこれを告知書に記入しなかった。
- (2) 加入時に担当した募集人の知人である紹介者にも、契約者（自分）が気分障害（「躁うつ病」と「うつ病」の総称）などの病気を持っている上で入れる保険ということで紹介してもらっている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 診査医が告知を受けたのに告知書に記入しないことはあり得ず、そもそも告知は行われていない。
- (2) 嘱託医は基準どおりに加入診査を実施しており、診査疎漏はない。
- (3) 募集人はうつ状態の既往歴を了知していなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記の事実により、申立人が、故意又は重大な過失により、「うつ病」の治療歴を告知しなかったことは明らかというほかないことから、申立内容を認めることはできず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、平成 22 年 6 月付告知書において、「1 最近 3 か月以内に『医師の診察・検査・治療・投薬』のいずれかをうけたことがありますか。」、「3 （過去 5 年以内に）上記【表 1】以外の病気やケガで『7 日以上期間にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬』のいずれかをうけたことがありますか。」との質問に対し、いずれも「はい」に○をつけている。
- (2) 告知書の「診査医記入欄」には、質問 1 項に対応する治療内容等につき「腰痛」と、また、質問 3 項に対応する治療内容等につき「肛門近くの腫瘍」と、それぞれ記入されているだけで、「うつ病」に関する記載はない。

- (3)前医確認報告書によると、申立人は、平成17年7月以降、うつ病の治療のため、概ね月に1回から週に1回程度通院し、治療を受けてきた。告知日の3か月以内の治療状況は、同年4月に2回、5月に2回、6月に6回通院し、薬の処方を受けている。
- (4)診査医確認報告書によると、告知の際、診査医は申立人に対し、告知書を上から順に読み上げ、聞き取りをしていることが認められるが、診査医記入欄に「うつ病」についての記載がないことは、申立人が主治医に対し、「うつ病」を告知しなかったことが強く推認される。